

## 土浦市ふるさと大使設置要綱

### (設置)

第1条 本市の魅力を市内外に発信し、本市のイメージアップを図るとともに、地域振興及び観光振興の促進を図ることを目的として、土浦市ふるさと大使（以下「大使」という。）を置く。

### (役割)

第2条 大使は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 大使が活動する様々な場面における本市の宣伝
- (2) 本市が実施する各種事業、イベント等への協力
- (3) 本市の発展に寄与する情報の提供及び助言
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大使の活動として市長が必要と認める役割

### (対象者)

第3条 大使の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市にゆかりのあるもので文化、芸術、スポーツ等の分野において活躍しているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市のイメージアップに寄与するもの

### (委嘱)

第4条 市長は、前条の対象者から大使となることの申出があった場合は、別に定める基準により審査を行い、適当と認めるときは、当該対象者を大使として委嘱する。

### (任期)

第5条 大使の任期は、1年とする。ただし、大使の任期満了の1か月前までに、市長が任期を延長しない旨を通知し、又は大使から辞任の申出があった場合を除き、任期を1年間延長するものとし、その後もまた、同様とする。

### (解嘱)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大使を解嘱することができる。

- (1) 役割の遂行に支障があると市長が認めるとき。
- (2) 大使として本市のイメージを損なう行為があったと市長が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が解嘱に相当する事由があると認め

るとき。

(報酬等)

第7条 大使に対する報酬は、無償とする。ただし、市長は大使が第2条の役割を担うため、次に掲げるものを支給することができる。

(1) 名刺

(2) 本市の広報紙及び観光パンフレット

(3) 本市の特産品

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(庶務)

第8条 大使に関する庶務は、市長公室シティープロモーション課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。